株式会社北信食肉センター排水処理施設等新設工事

事業者評価審査委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　株式会社北信食肉センター排水処理施設等新設工事事業者評価審査（以下「評価審

査」という。）について公正かつ適切な評価及び審査を行うため、株式会社北信食肉セン

ター排水処理施設等新設工事事業者評価審査委員会（以下「審査会」という。）を設置す

る。

（審査事項）

第２条　審査会は、次に掲げる事項を審査する。

⑴　プロポーザル実施要領・評価審査の承認に関すること。

⑵　事業受託候補者を取締役会へ答申すること。

　⑶　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　審査会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者とする。

　３　委員長及び副委員長は、第1回審査会において委員の互選により選出する。

（委員長等の職務）

第４条　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

　２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その任務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、審査会終了後、取締役会へ答申する日までとする。

（会議）

第６条　審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　審査会は、委員の3分の２以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員長は、必要と認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

　４　提出された事業提案書の内容について、外部の者に意見を求めることができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は審査会で定める。

　　　　付則

この要綱は、令和5年７月11日から施行する。